

重点施策評価シート（令和5年度）

重点施策2 地域とともに創る重層的な相談支援体制

■主な取り組み・方向性

- ①気軽に何でも相談できる地域の身近な相談窓口として、各小学校区単位で「福祉なんでも相談窓口（校区型）」を開設します。また、日常生活圏域単位には、専門的な相談機能を有する「福祉なんでも相談窓口（圏域型）」を設置し、二層体制での相談支援を推進します。
- ②高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野による福祉分野横断的な増進型地域福祉ネットワーク（圏域）の構築を進めます。
- ③ネットワーク全体に関わる主要な関係機関で構成する包括支援会議（市域）を設置し、包括的な支援体制の整備を推進します。

■量的評価

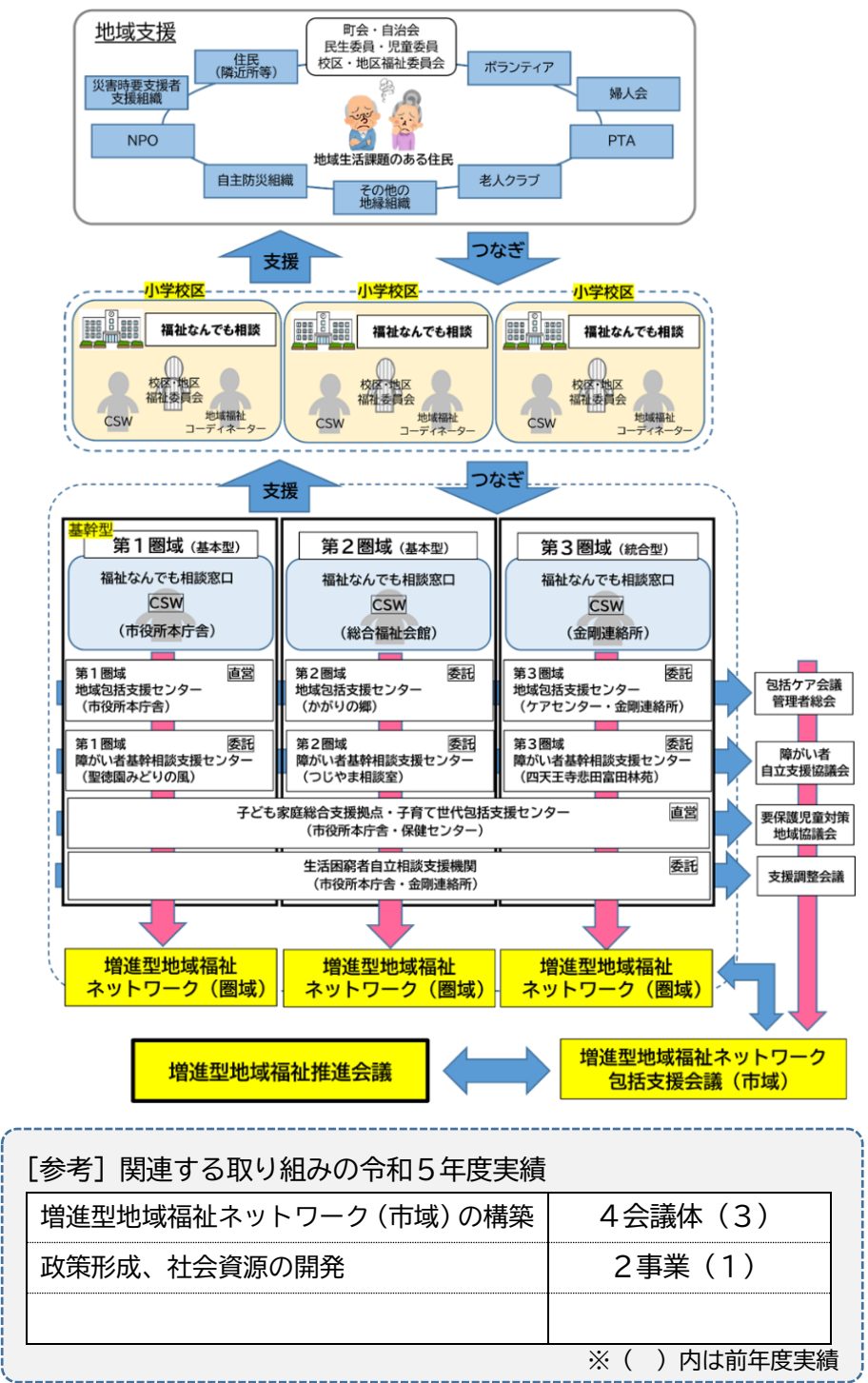
	指 標	令和8年度の姿	令和5年		進捗率	令和6年	
①	福祉なんでも相談窓口設置数 （校区・定点型）	16小学校区	計画値	16小学校区	50.0%	計画値	16小学校区
			実績値	8小学校区		実績値	—
		[取り組み状況等] 定点型を開設した8校区10か所のうち、8校区が校区・地区福祉委員会、2校区が自治会との協働により延べ79回開催した。また、4校区ではコミュニティソーシャルワーカー（CSW）に加え、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの支援員と相談対応を行った。					
②	増進型地域福祉ネットワーク （圏域）会議開催数	12回	計画値	9回	100%	計画値	9回
			実績値	9回		実績値	—
		[取り組み状況等] 増進型地域福祉ネットワーク会議を圏域ごとに3回開催し、高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮分野の支援機関や市関係課担当者間の顔の見える関係づくりとともに、重層的支援体制整備事業の概要と今後の取り組み方針を共有し、福祉分野横断的な連携による包括的な相談支援体制の構築を進めた。					
③	増進型地域福祉ネットワーク 包括支援会議開催数	50回	計画値	25回	312%	計画値	35回
			実績値	78回		実績値	—
		[取り組み状況等] 個人だけでなく世帯全体の複合的な課題解決に向けて、社会福祉法第106条の6の規定に基づく「包括支援会議」（62回）を開催した。また、多分野の横断的な連携が必要となる「重層的支援体制整備事業」（3回）、「就労支援」（1回）、「ヤングケアラー支援」（1回）、「成年後見制度利用促進」（11回）に関する会議体を開催した。					

■質的評価

○地域住民にとって、最も身近な小学校区に気軽に立ち寄れる相談場所として、「地域総合拠点・みなよる」を活用して「福祉なんでも相談窓口」の定期的な開設をめざしていくが、相談窓口の周知の協力や気になる住民情報の提供を受ける場として、校区交流会議も含めた多様な地域活動と「福祉なんでも相談」を関連付けるなど、校区・定点型の相談窓口として効果的な運用方法を検討していく必要がある。

○圏域ごとの増進型地域福祉ネットワーク会議では、重点施策の評価内容の公表・周知によって、支援機関の共通認識のもと、相談窓口の開設や情報誌、マップの作成など、圏域の特性に応じた取組方針の協議ができ、福祉分野横断的な連携につながっている。

○多機関協働による“支援者支援”も意識し、制度の狭間や複合的課題を有するケースの掘り起こし、課題整理など、ケース対応の積み重ねが連携のための援助観や組織力の向上にもつながっていることから、今後も包括支援会議を起点として、多分野横断的な支援体制の強化につなげていく必要がある。



地域福祉推進委員会意見

住民にとって最も身近な相談窓口である「福祉なんでも相談窓口」の設置が着実に進んでいることは窺える。今後も各分野の既存相談機関とも交流するなど、地域住民にとってさらに有効なものとなるよう期待しているが、開催の周知が地域によっては町内掲示板にとどまるなど、本当に相談したい人に情報が届いていない可能性がある。

また、各小学校内にある「地域総合拠点みなよる」への設置を基本としているが、学校までのアプローチ、校門の開錠手続き、校門からのアプローチと、相談窓口に辿り着くまでのハードルが高いと感じる会場もあるため、多様な媒体を通して十分に情報を周知し、環境面においても地域住民にとって利用しやすくなるよう、努めていただきたい。

なお、量的評価は大切な数値であるが、個々のケース支援の内容が増進型地域福祉の考え方にに基づくものとなっているかという点がより重要であり、その点を意識しながら取り組んでいただきたい。